

事業名	身体障害者総合援護費		
細事業名	鉄道駅バリアフリー化推進事業費補助金	財務コード	080514
担当部課室	福祉保健 部 障害福祉 課 企画推進 担当 (内線)	3215	

事業の概要

実施期間	始期 H12 年度 ~ 終期 年度			
実施主体	補助(甲府市)			
事業の目的	<table border="1"> <tr> <td>だれ(何)を対象に 甲府駅の自由通路を利用する障害者 や高齢者</td> <td>その対象をどのような状態にして 障害者や高齢者が円滑に移動する ことができる</td> <td>結果、何に結びつけるのか 障害者や高齢者の自立と社会参加を 促進することによる、共生社会の実現</td> </tr> </table>	だれ(何)を対象に 甲府駅の自由通路を利用する障害者 や高齢者	その対象をどのような状態にして 障害者や高齢者が円滑に移動する ことができる	結果、何に結びつけるのか 障害者や高齢者の自立と社会参加を 促進することによる、共生社会の実現
だれ(何)を対象に 甲府駅の自由通路を利用する障害者 や高齢者	その対象をどのような状態にして 障害者や高齢者が円滑に移動する ことができる	結果、何に結びつけるのか 障害者や高齢者の自立と社会参加を 促進することによる、共生社会の実現		
事業の内容 主にH26年度	<p>事業概要 障害者の自立と社会参加の促進及び高齢者・障害者等の移動の円滑化の促進を目的として、県内外の多くの者が利用する甲府駅南口のバリアフリー設備(障害者対応型エスカレーター)の維持管理に要する経費を助成する。</p> <p>補助対象事業 甲府駅南口の障害者対応型エスカレーターの維持管理に要する経費</p> <p>補助対象経費 (1)エスカレーターの安全運行のための監視経費 (2)エスカレーター、車いす用階段昇降装置(エスカル)及び付帯設備の保守点検費 (3)エスカレーター等の運行に伴う電気料金及び消費税</p> <p>補助先:甲府市</p> <p>補助率:1/2以内</p>			
根拠法令等	山梨県「鉄道駅バリアフリー化」推進事業費補助金交付要綱			

事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と 目標の実現度	25年度	26年度		27年度	28年度	事業目標の考え方
	実績値	目標値	実績値	見込値	目標値	
活動指標 エスカレーター、車いす用階段昇降装置(エスカル)の稼働日数	365日	365日	365日	365日	365日	目標設定の考え方 障害者や高齢者の自由な移動を可能にすることが目的であり、常に利用できることが重要であるため データの出典等 実績報告書
活動指標達成率 (実績値/目標値)	100%					
成果指標						目標設定の考え方 データの出典等
成果指標達成率 (実績値/目標値)	%					
決算額又は予算額 (千円) うち一財額	5,085	5,194	5,221	5,219	5,219	成果指標によらない成果
所要時間(直接分)	13 時間	13 時間	13 時間	13 時間	13 時間	H18年12月にバリアフリー新法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)が施行され、県内の甲府駅以外の駅におけるバリアフリー化も進む中、甲府駅南口のバリアフリーは必須である。そのバリアフリー設備の円滑な稼働・運行に寄与し、障害者、高齢者の自由な移動を可能にしている。エスカルの実際の利用は少ないものの、いつでも利用可能であることが重要な設備である。
所要時間(間接分)	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	
所要時間計	13 時間	13 時間	13 時間	13 時間	13 時間	
人件費コスト 単位:千円 (@2,048円×所要時間)	27	27	27	27	27	

これまでの事業の見直し・改善状況

・H23年度から、次のとおり補助対象となるバリアフリー設備の要件を変更
 変更前 通路(自由通路)から5メートル以上の段差があること、1日当たりの乗降客が5,000人以上であること
 変更後 甲府駅南口に設置した障害者対応型のエスカレーター

活動量と成果の判断(平成26年度の業績評価)

(1) 事業は予定された活動量を上げているか (「活動指標の達成率」等から事業の活動量を判断)		
数値判定 H26年度 活動指標 の達成率	活動量に係る 一次評価	活動量に係る一次評価の考え方 数値判定と一次評価が異なる場合等に記載すること
b	b	

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上) b: 予定どりの活動量がある(80%以上120%未満) c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)
d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)

(2) 事業は意図した成果を上げているか (「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)		
数値判定 H26年度 成果指標 の達成率	成果に係る 一次評価	成果に係る一次評価の考え方 必ず記載すること 本県の玄関口であり、交通の結節点である甲府駅南口はすべての人が不自由なく通行できる必要があり、そのために障害者対応型エスカレーターが設置されている。このバリアフリー設備を毎日支障なく、万が一の停止等にも即座に対応できるための維持管理にかかる費用は高額であるため、県の補助により円滑な運行に寄与し、すべての人の円滑な移動を可能にしている。
	b	

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上) b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満) c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満) d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)

見直しの必要性(平成28年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部局評価結果)		
見直しの必要性	説 明	以外の判断項目
有	車いす利用者については、乗車券を持っていれば甲府駅南口西側通用口から駅構内へ入場可能で、構内から外へ出ることできる。車いす利用者に通用口の案内が進み、甲府駅南口障害者対応型エスカレーターのうち車いす用階段昇降装置(エスカル)は利用者が減少していることから、通用口とエスカルの利用のあり方について調査し、再検討を求める必要がある。	d

・「以外の判断項目」の欄
a: 目的の達成 b: 新たな課題への対応 c: 対象の変化 d: ニーズの変化 e: 法律・制度の改正 f: 民間等実施 g: 市町村等へ移管 h: 外部委託
i: 経費節減 j: 類似事業と統合・連携 k: 所要時間の縮減 l: プロセスの改善 m: その他

二次評価(担当部局再評価結果) 行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価		
見直しの必要性	説 明	以外の判断項目
有	車いす利用者については、乗車券を持っていれば甲府駅南口西側通用口から駅構内へ入場可能で、構内から外へ出ることできる。車いす利用者に通用口の案内が進み、甲府駅南口障害者対応型エスカレーターのうち車いす用階段昇降装置(エスカル)は利用者が減少していることから、アドバイザー評価においても、特にエスカルのあり方に対し厳しい意見をいただいた。 しかし、現状では、車いす利用者が駅南口を利用する場合、エスカル利用以外に方法がない時間帯等もあることから、通用口の利用方法も合わせ、そのあり方について、調査、再検討を甲府市及びJR東日本に求めていく。 アドバイザー評価においては、障害者のバリアフリー設備としてエスカレーターは疑問という意見もあったが、本事業は、障害者、高齢者の移動の円滑化を目的としており、エスカレーターはそれに寄与する重要な設備であると考えられる。 今後、他者の手助けを受けなくても車いす利用者の通行を可能とするエレベーターの設置について、甲府駅南口駅前広場の再整備事業の中での整備に向けて関係部局と連携し、甲府市と協議していくとともに、アドバイザーの意見や制度創設時からの駅通路のバリアフリー化の状況等を踏まえ、甲府駅南口のバリアフリー設備への助成のあり方についても検討していく。	d

・「以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする

見直しの方向(平成28年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等 「見直しの必要性」と「見直しの方向」が異なる場合は、その理由も記載すること
実施方法等の変更	甲府駅南口西側通用口の利用方法について、甲府市、JRと協議し、エスカルのあり方を検討するとともに、エレベーターの早期設置について、甲府市と協議し、甲府駅南口バリアフリー設備への助成のあり方についても検討していく。

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止(施設については「譲渡」)」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること
・見直しがない場合は「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること

自主点検シート(事業の内容及び所要時間)に関する附属資料

様式2

所属名: 障害福祉課

細事業名: 鉄道駅バリアフリー化推進事業費補助金

調書番号: 7

事業の内容を細分化した業務名	具体的な業務プロセス(手順)	業務の時期(フロー)	H26 所要 時間 (h)	H27 所要 時間 (h)A	H28 所要 時間 (h)B	縮減等 B - A	具体的業務の 見直しの内容	見直しに至った理由等 (又は見直しなしの理由等)	
1	交付決定	問合せ対応	4月	1	1	1	0	なし	業務上必要なプロセスであり、最短の所要時間で処理しているため
		交付申請の内容確認	4月	1	1	1	0	なし	
		交付決定	4月	4	4	4	0	なし	
(小計)			6	6	6	0			
2	額の確定	問合せ対応	5月	1	1	1	0	なし	業務上必要なプロセスであり、最短の所要時間で処理しているため
		実績報告書の内容確認	5月	1	1	1	0	なし	
		額の確定	5月	4	4	4	0	なし	
(小計)			6	6	6	0			
3	支払事務	支出命令書の作成	5月	1	1	1	0	なし	業務上必要なプロセスであり、最短の所要時間で処理しているため
(小計)			1	1	1	0			
所要時間 (計)				13	13	13	0		

(留意事項)

- 1 事業を細分化した業務名は、事務事業を構成する業務ごとに細分化し、その業務名を記載すること。
- 2 具体的な業務プロセス(手順)は、できる限り多くのプロセスを記載すること。
- 3 業務の時期は、業務のフローがわかるように具体的な業務プロセスごとに記載すること。(毎月、四半期ごとの業務等は、その1サイクルの期間を記載すること。)
- 4 各年度の所要時間(計)は、事務事業自主点検シートの「事業の目標、実施状況等」の「所要時間計」と一致すること。
- 5 具体的業務の見直しの内容は、わかりやすく簡潔に記載すること。(県民から見て分かりやすい表現とすること。)なお、見直しがない場合は、「なし」と記載すること。
- 6 見直しに至った理由または見直しなしの理由は、詳細に記載すること。(具体的な業務プロセスごと、または細分化した業務ごとに記載すること。)
- 7 適宜、業務内容に合わせ、行を加除して記載すること。(複数ページ可)